

別表(第12条関係)

占用物件		単位	占用料(円)	
法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	
	第2種電柱		1,600	
	第3種電柱		2,200	
	第1種電話柱		930	
	第2種電話柱		1,500	
	第3種電話柱		2,100	
	その他の柱類		72	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年	10
	地下電線その他地下に設ける線類	5		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	
	郵便差出箱		600	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	
法第32条第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	
	外径が1メートル以上のもの		950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	
法第32条第1項第5号 に掲げる施設	地下街及び地下室	階級が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.003を乗じて得た額
		階級が2のもの		時価に0.005を乗じて得た額
		階級が3以上のもの		時価に0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,900
	地下に設ける通路			1,500
	その他のもの			1,400

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	44
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	440
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
	標識		1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	44
		その他のもの	1本につき1月	440
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400
		その他のもの		2,200
	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 時価は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。